

議 案 第 9 号

新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例の制定について

新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例を別紙のとおり定める。

平成25年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新松戸地域学校跡地有効活用事業基金を設置することにより、松戸市立新松戸北小学校跡地及び松戸市立新松戸北中学校跡地の有効活用に資するため。

新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例

(設置)

第1条 松戸市立新松戸北小学校跡地及び松戸市立新松戸北中学校跡地の有効活用に資する事業の資金に充てるため、新松戸地域学校跡地有効活用事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,193,587,000円とする。

2 前項の基金の額は、第4条の規定により繰入れが行われたときは当該繰入れ相当額について増加したものとし、また、第6条の規定により処分が行われたときは当該処分相当額について減少したものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の事業として設置される施設の整備、管理運営等の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、一般会計に繰り入れるものとする。